



一杯くらいなら
大丈夫なのですか？

飲酒運転は 間違いなく 犯罪行為です

今年10月、JR大阪駅前から3キロメートルも車に引きずられた会社員が亡くなりました。
11月には大阪府富田林市で、新聞配達中の少年が車に5キロメートルも引きずられて亡くなりました。
いずれも飲酒運転で事故を起こし、その発覚をおそれた犯人が逃亡した卑劣なひき逃げでした。
昨年9月から施行された改正道路交通法の厳罰化にもかかわらず、悪質な飲酒運転やひき逃げが相次いでいます。
「飲んだら乗らない」は誰もが知っています。しかし飲酒運転は無くなりません。
今月号の特集では三好市から飲酒運転による加害者も被害者も出したくないという思いから、飲酒運転防止について取り上げます。

飲酒運転はなぜ危険？

飲酒運転が危険なのは、飲酒により体内に入ったアルコールが脳の理性や運動等をコントロールする部分を麻痺させるからです。飲酒により体内に入ってきたアルコールは、まず肝臓で解毒されますが、処理が追いつかない分は血管を通じて脳に運ばれます。そうすると中枢神経を麻痺させ平衡感覚や運動能力を低下させます。つまりハンドルやブレーキなどの運転操作が確実に遅れる原因となります。また自覚しなくとも理性や自制心が低下しているため、運転が乱暴になり、スピードを出

アルコールが人体に及ぼす影響

しがちになります。認知能力についても動体視力が落ち、視野も狭くなっていることから、確実に低下しています。この他にも状況判断力や集中力も低下してしまうなど、運転するにはきわめて危険な状態となります。
酔いがさめるまでの時間
アルコールの影響は、摂取後1〜2時間でピークとなります。このため酒を飲んですぐには酔って

いなくても、時間の経過とともに酔いが回っていきます。「まだ意識がはっきりしているから大丈夫」といった間違った認識でハンドルを握ることは、違法であるだけでなく、カーブを曲がり切れずガードレールや電柱などに衝突したり、横断中の歩行者を見落とし、跳ね飛ばしたりするなどの悲惨な事故につながる危険があるのです。また、夜遅くまで大量に飲んだ

場合は、翌朝になってもアルコールが残っていることがあります。また、飲んだ後に少し休み、自分ではさめたと思っても、実際にはまだ残っています。体内にアルコールが残っていないと感じても、頭痛や吐き気などの症状がある場合は、運転に影響を及ぼすことがあります。このような場合も絶対に運転をしないようにしてください。

便利な自動車が凶器に

お酒を飲むと、人は楽しい気分になり、ストレス解消や人間関係を円滑にします。しかし、飲酒で血中のアルコール濃度が高まると、人体に強い影響を与えるものでもあります。アルコールは一度体内に入ると自分でコントロールすることができません。また、アルコール依存症や飲酒運転などは、その行動が本人だけでなく社会的な問題をも引き起こします。「ちょっとだけ」の甘い考えが家庭を崩壊させてしまふのです。

アルコール血中濃度と酔いの状態

	血中濃度	酒量	酔いの状態	脳への影響
爽快期	0.02%～0.04%	ビール～大瓶1本 日本酒～1合 ウイスキー～シングル2杯	さわやかな気分で、陽気になる。皮膚が赤くなる。判断力が少しにぶる。	
ほろ酔い期	0.05%～0.10%	ビール大瓶1～2本 日本酒1～2合 ウイスキーシングル3杯	手の動きが活発になる。理性が失われる。体温が上がり脈が速くなる。	理性をつかさどる大脳皮質の活動が低下し、本能や感情をコントロールする部分の活動が活発になる。
酩酊初期	0.11%～0.15%	ビール大瓶3本 日本酒3合 ウイスキーダブル3杯	気が大きくなる。怒りっぽくなる。立てばふらつく。	
酩酊期	0.16%～0.30%	ビール大瓶4～6本 日本酒4～6合 ウイスキーダブル4～5杯	千鳥足になる。何度も同じことをしゃべる。呼吸が速くなる。	小脳までマヒが広がると、千鳥足状態になる。
泥酔期	0.31%～0.40%	ビール大瓶7～10本 日本酒7合～1升 ウイスキーボトル1本	普通に立てない。意識がはっきりしない。言語がめっちゃめっちゃになる。	記憶中枢がマヒすると、今起きていることなどが記憶できなくなる。
昏睡期	0.41%～0.50%	ビール大瓶10本～ 日本酒1升～ ウイスキーボトル1本～	動かしても起きない。ゆっくりと深い呼吸になる。	マヒが脳全体に広がると呼吸中枢も危険な状態となり、死に至る。

お酒に飲まれることなく、飲んだ時はどんな理由があっても、絶対に運転しないでください。

飲酒運転撲滅月間

12月1日～12月31日

年末は、忘年会等で飲酒の機会が増える季節です。「飲酒運転ゼロ」をめざし、市民総ぐるみで飲酒運転を追放しましょう。

飲酒運転の罰則

運転者本人に対する罰則

- 酒酔い運転**
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 酒気帯び運転**
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 飲酒検知拒否罪**
3か月以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ひき逃げ**
10年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 警察官への免許証提示拒否**
5万円以下の罰金

飲酒運転を助けた者への罰則

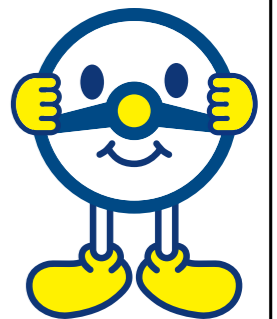
- 車両の提供**
運転者が酒酔いの場合
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
運転者が酒気帯びの場合
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供

- 運転者が酒酔いの場合
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 運転者が酒気帯びの場合
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 要求・依頼しての同乗**
運転者が酒酔いの場合
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
運転者が酒気帯びの場合
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

ハンドルキーパー

ハンドルキーパー運動とは仲間と車で飲食店などに行く場合、飲酒をしないハンドルキーパーを決め、その人が仲間を家まで送り届ける運動です。



飲酒運転の重い代償

悲惨な事故と罰則強化

一昨年8月に福岡市で発生し幼児3人が亡くなった飲酒ひき逃げ事件。この事件をきっかけに、飲酒運転やひき逃げなどが重大な社会問題となり、昨年9月19日に施行された道路交通法の改正にも大きな影響を与えました。

罰則を強化しないと事故が減らない現実も悲しいのですが、この改正では飲酒運転とひき逃げの罰則が強化され、さらには警察による懸命の取締りや報道機関による周知が功を奏し、飲酒運転事故の発生件数は大幅に減少しました。

しかしこの秋、大阪で相次いで発生した飲酒ひき逃げ事件のように、飲酒運転の発覚を恐れて逃亡し、被害者を引きずって死亡させるという卑劣な事件が、現在でも発生しているのも現実です。

飲酒運転はスピード違反や他の交通違反と違い、単に罰金や行政処分などの大きな違反ではなく、万が一事故を起こした際の影響が非常に大きい犯罪行為です。

人身事故を起こした場合、事故被害者への賠償金は保険会社から支払われますが、飲酒運転による人身事故の場合、賠償金は支払われません。

一緒に飲んだ人にも責任

新しい道路交通法では、飲酒運転をした本人に対する罰則が強化されましたが、それを助長した人に対する罰則が追加されました。

金銭的な影響のみならず、仕事を失う場合もあり、さらには免許は取り消しとなり生活上にも多大な影響を及ぼすこととなります。

このように飲酒運転には、非常に重い代償がついてきますが、一瞬にして何の罪もない人の命を奪う飲酒事故を撲滅するためには、やむを得ず必要なことなのです。

お酒を飲んでいることを知っていたながら車を貸したり、運転することを知っていてお酒を提供したり、さらに飲酒運転の車に同乗した人にも罰則が適用されます。

飲酒運転の車にはねられ死亡した女子大学生の遺族が、加害者だけでなく一緒に酒を飲んでいた同僚らにも損害賠償を求めた裁判では、加害者と同僚、車の所有者に合計5800万円の支払いを命じる判決が、昨年7月に東京地裁で言い渡されました。

この判決は、運転者にとどまらず、周りの者にも制止義務があることをはっきりと示した司法の判断であり、悲惨な事故を起こさないためにも、一人ひとりがこの事実を悲惨な事故防止への警鐘と認識しなければなりません。

170人に1人が死亡事故

自動車運転している人で「自分は絶対に事故は起こさない」と言える人はいないと思いますが、死亡事故となると、どこか人ごとのように

思ってしまうがちです。しかし少し計算してみると、決して人ごとではないと言ったことが見えてきます。

左の図を見ていただければお分かりのとおり、国内の運転者数と事故の発生件数等で単純に計算して

事故はめったに起こらない？

でも少し計算してみると…

**5人に3人の
ドライバーが人身事故を
起こします。**

平成19年の1年間に、約83万2454件の人身事故が発生しました。自動車の利用人口を5千万人とし、自動車に50年間乗り続けるとすると、人身事故を起こす確率は約57・5%（※1）になります。およそ5人に3人のドライバーが、人身事故を起こす計算になります。

**175人に1人の
ドライバーが死亡事故を
起こします。**

平成19年の1年間に、5587件の死亡事故が発生しました。自動車の利用人口を5千万人とし、自動車に50年間乗り続けるとすると、死亡事故を起こす確率は約0・57%（※2）になります。およそ175人に1人のドライバーが、死亡事故を起こす計算になります。

（※1 計算式） $1 - [1 - (83万2454件 / 5000万人)]^{50} = 0.5752 \times 100 = 57.52\%$

（※2 計算式） $1 - [1 - (5587件 / 5000万人)]^{50} = 0.0057 \times 100 = 0.57\%$

事故は人ごとではない

ると、免許を取って50年間運転した場合、5人のうち3人が人身事故を起こし、175人に1人が死亡事故を起こすこととなります。

運転するということは、完全でない人間が自動車の操作を行いますので、過失による事故も発生します。もちろん防ぎようがない事故もあるでしょう。しかし飲酒運転は過失ではなく、故意による犯行なのです。飲酒することで判断力や集中力が乱れ、事故を起こしやすい状況を自ら作っており、絶対に許されるものではありません。

家族の人生をも台無しに

三好市は、公共交通機関が手薄なため、通勤などの移動については、

自家用車に頼らざるを得ない状況にあります。だからといって飲酒運転をして良いという言い訳には絶対になりません。タクシーや代行運転代を節約するか、一生を棒に振るか、選択するまでもありません。

交通事故には、加害者と被害者がいます。加害者に飲酒などの落度があれば厳しく罰することが当然ですが、その加害者の家族も当然の意味で被害者となるのです。

もしかすると、すべての財産を処分しなければいけない状況になるかもしれません。あなたの一生が台無しになるだけでなく、事故の被害者やその家族の一生までを取り返しのつかないものにしてしまう飲酒運転、絶対にやめましょう。

優良運転者表彰について

【条件】
交通安全協会の会員（会費納入者）で、平成21年1月31日現在、5年以上、10年以上、15年以上、20年以上、30年以上の無事故・無違反者。また、その間交通規則を良く守り、常に交通安全に心がけ、他の模範となる方

【表彰種類】
二輪（原付）運転免許保有者表彰及び普通免許以上の保有者表彰

【申請方法】
上記に該当する方は、無事故無違反経歴証明書手数料として、1名につき700円と印鑑を持参し、平成21年1月9日までに三好警察署へお申込みください。

【お問い合わせ先】
三好警察署内三好交通安全協会
（電話 72-0110）

年末年始の交通安全県民運動

12月10日～1月10日

年末年始は交通量の増加等に伴う交通事故の多発が予想されます。交通ルールを守り、安全・安心な三好市をつくりましょう。